【税率】

●市民税・県民税

市民税		県民利	ź
課税所得金額	税率	課税所得金額	税率
一律	6 %	一律	4 %

※退職所得、山林所得、土地建物の譲渡所得等については、他の所得と分離してそれぞれ個別の税率で計算します。

●所得税

課税される所得金額	税率	速算控除額
195 万円未満	5 %	0円
195 万円以上	1 0 %	9万7500円
330 万円未満		
330 万円以上	2 0 %	42万7500円
695 万円未満		
695 万円以上	2 3 %	63万6000円
900 万円未満		
900 万円以上	3 3 %	153万6000円
1800 万円未満		
1800 万円以上	4 0 %	279万6000円
4000 万円未満		
4000 万円以上	4 5 %	479万6000円

※退職所得、山林所得、土地建物の譲渡所得等については、ほかの所得と分離してそれぞれ個別の税率で計算します。

※所得税を納める義務のある人は、平成 2 5 年から令和 1 9 年まで復興特別所得税も併せて納めることになっています。

復興特別所得税 = 基準所得税額 × 2.1%

【所得控除】

●所得控除(人的控除)

所得控除		市民税・県民税	所得税	
基礎控除		(後述の基礎控除の部分をご覧ください)		
配偶者控除	一般	限度額 33万円	限度額 38 万円	
	老人	限度額 38万円	限度額 48万円	
配偶者特別控除		限度額 33万円	限度額 38万円	
扶養控除	一般	33 万円	38 万円	
	特定	45 万円	63 万円	
	老人	38 万円	48万円	
	同居老親等	45 万円	58万円	

障害者控除	普通	26 万円	27 万円
	特別	30 万円	40 万円
	同居特別	53 万円	75 万円
	障害者		
寡婦控除		26 万円	27 万円
ひとり親控除		30 万円	35 万円
勤労学生控	除	26 万円	27 万円

基礎控除

合計所得金額が2500万円以下の方のみ対象となります。

合計所得金額	市民税・県民税	所得税
2 4 0 0 万円以下	4 3 万円	4 8万円
2400万円超~2450万円以下	2 9 万円	3 2 万円
2450万円超~2500万円以下	15万円	16万円
2500万円超	0円(適用なし)	0円(適用なし)

●所得控除(物的控除)

所得控除	市民税・県民税	所得税
生命保険料控除(新制度)	合計控除限度額 7万円	合計控除限度額 12万円
〔内訳〕一般・介護医療・個人年金	限度額 各2万8千円	限度額 各4万円
分		
生命保険料控除(旧制度)	合計控除限度額 7万円	合計控除限度額 12万円
〔内訳〕一般・個人年金分	限度額 各3万5千円	限度額 各5万円
地震保険料控除	合計控除限度額 2万5千	合計控除限度額 5万円
	円	
〔内訳〕地震保険料分	限度額 2万5千円	限度額 5万円
〔内訳〕(旧) 長期損害保険料分	限度額 1万円	限度額 1万5千円

※雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除については、市県民税と所得税とで控除額は同じです。

【税額控除】

配当控除の税率が、市県民税と所得税とでは異なります。

市県民税のみに適用される税額控除(調整控除)や、所得税のみに適用される税額控除(政党等寄付金特別控除など)があります。